

【注意】

必要な証明資料が添付されていない場合は、競争参加要件については競争参加資格なし、評価項目については評価点0点となるので、本説明書を熟読の上、技術資料を作成してください。

技術資料作成説明書
【一般競争入札版】

令和 8 年 7 月版

東日本高速道路株式会社
北海道支社

技術資料作成説明書（一般競争入札版）

この技術資料作成説明書（技術資料様式）は、入札方式が「一般競争入札」の場合で、「共通入札公告」2-3-2. 競争参加資格確認申請書の作成に係る作成方法を示すものです。

1. 競争参加資格確認申請における提出書類

競争参加資格確認申請において、下表に示す申請書及び申請内容を証明するための資料（以下「証明資料」という。）の提出を行うこと。

様式 番号	様式 名称	作成 ファイル名	作成 サイズ	ファイル 形式
様式 1	競争参加資格確認申請書	様式 1_申請書（会社名）	A4 版	PDF
様式 2	技術資料	様式 2_技術資料（会社名）	-	xlsx
様式 3	担当者連絡届	様式 3_担当者連絡届(会社名)	A4 版	PDF

2. 様式のデータファイル提供について

申請書の各様式はxlsx形式及びdocx形式（Microsoft社の「Excel2007」又は「Word2007」およびそれ以降のバージョンで作成したデータ。以下同じ。）のデータファイルで提供する。

3. 申請書及び証明資料の提出方法

申請書及び証明資料の提出方法：入札公告（説明書）を参照することとする。

申請書及び証明書の提出に関する留意事項：次の1)及び2)のとおりとする。

- 1)：申請書及び証明資料の提出にあたっては、上表に示す作成ファイル名・作成サイズ・ファイル形式により各様式を作成し、保存したデータを添付することとする。
- 2)：PDF形式で提出するデータファイルは以下のとおり作成することとする。

《PDFファイルの作成》

- ① NEXCO 東日本から提供されたdocx形式のデータファイルに必要事項を記載する。
- ② 上記①により作成したデータを紙印刷又はPDF形式印刷をするとする。
- ③ 上記②で紙印刷した場合はスキャナ等によりPDF化をするとする。

4. 申請書の作成

（1）様式 1 競争参加資格確認申請書

- ・本説明書に添付している「様式 1 競争参加資格確認申請書」を参考に作成すること。

（2）様式 2 技術資料

- ・本説明書に添付している「様式 2 技術資料」を参考に作成すること。

（3）様式 3 担当者連絡届

- ・本説明書に添付している「様式 3 担当者連絡届」を参考に作成すること。

5. 技術資料（様式2）記載上の注意事項及び証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の末尾にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすること。

(1) 競争参加者の同種工事の施工実績及び同種工事の工事成績

1) 単体又は特定JVの代表者

入札公告（説明書）で指定する年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受注する企業（以下「元請」という。）として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。		
工 同 事 種	入札公告（説明書）で指定する競争参加者に求める同種工事の内容による。	
記 載 上 の 注 意 事 項	【求める同種工事が単独の場合】 ①入札公告（説明書）で指定した年度以降に元請として完成及び引渡し完了した同種工事の施工実績を1件記載すること。	☐
	【求める同種工事が複数あって、かつ同一工事での実績を求める場合】 ①入札公告（説明書）で指定した年度以降に元請として完成及び引渡し完了した同種工事の施工実績をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事であること。	☐
	【求める同種工事が複数であるが、同一工事での実績でなくとも認める場合】 ①入札公告（説明書）で指定した年度以降に元請として完成及び引渡し完了した同種工事の施工実績をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事において有する必要はない。	☐
	②記載した同種工事の評定点合計が65点未満の工事、並びに評定点が付与されていない工事	☐
	③記載した同種工事が共同企業体の構成員としての実績の場合は、次のイ）又はロ）に該当する場合のみ実績として評価する。 イ）甲型共同企業体の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は出資比率が20%以上であること ロ）乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。	☐
	④契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等により評定結果が修正されている場合は、修正後の評定点を記載すること。	☐
	⑤NEXCO 東日本が発注した、確定した決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事でないこと。	☐
証 明 資 料	⑥ 【工事成績を技術評価対象としている場合】 特定建設工事共同企業体で競争参加資格申請を行う場合は、代表者の工事成績を「同種工事の工事成績」の評価対象とする。	☐
	①当該工事のコリンズしゅん功登録時の「登録内容確認書」（以下、「登録内容確認書」という。）を添付すること。 なお、必要な証明書類の添付が無く、同種工事の施工実績に記載したコリンズ登録番号では、同種工事の施工実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合は、「競争参加資格なし」とする。	☐
	②登録内容確認書では、同種工事の施工実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で、同種工事の施工実績に関する	☐

	記載内容が証明できる書類の写しを添付すること。 なお、必要な証明資料が添付されていない場合、「競争参加資格なし」とする。	
	③記載した同種工事が乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担した施工内容が証明できる書類の写しを添付すること。	☐
	④評定点合計を発注者から通知された写し（以下、「評定通知書」という。）を添付すること。ただし、評定結果が修正されている場合、修正後の評定通知書を添付すること。なお、入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本において完成及び引渡し完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、入札公告（説明書）4. 契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに電子メール又は書留郵便等により提出すること。	☐
	⑤NEXCO 東日本以外の発注者から工事成績評定点の通知を受けていない場合かつコリンズに登録していない場合は、元請として発注機関に受渡を行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しを添付すること。なお、必要な証明資料が添付されていない場合、「競争参加資格なし」とする。	☐
	⑥完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評定通知書が証明書類として提出されている場合は、その通知日。 ロ) 評定通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評定通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完成及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	☐

1) 特定 J V の構成員【入札公告（説明書）で特定 J V の競争参加資格を認め、かつ該当する場合】

入札公告（説明書）で指定された年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。		
工 同 事 種	入札公告（説明書）で指定する競争参加者に求める同種工事（緩和）の内容による。	
記 載 上 の 注 意 事 項	【求める同種工事が単独の場合】 ①入札公告（説明書）で指定した年度以降に元請として完成及び引渡し完了した同種工事の施工実績を 1 件記載すること。 【求める同種工事が複数あって、かつ同一工事での実績を求める場合】 ①入札公告（説明書）で指定した年度以降に元請として完成及び引渡し完了した同種工事の施工実績をそれぞれ 1 件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事であること。 【求める同種工事が複数であるが、同一工事での実績でなくとも認める場合】 ①入札公告（説明書）で指定した年度以降に元請として完成及び引渡し完了した同種工事の施工実績をそれぞれ 1 件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事において有する必要はない。	☐
	②記載した同種工事の評定点合計が 65 点未満の工事、並びに評定点が付与されていない工事でないこと。	☐
	③記載した同種工事が共同企業体の構成員としての実績の場合は、次のイ) 又はロ) に該当する場合のみ実績として評価する。 イ) 甲型共同企業体の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は、出資比率が 20%以上であること ロ) 乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。	☐

	④契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等により評価結果が修正されている場合は、修正後の評価点を記載すること。	☐
	⑤NEXCO 東日本が発注した、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事でないこと。	☐
証明資料	登録内容確認書写しを添付すること。 なお、必要な証明書類の添付が無く、同種工事の施工実績に記載したコリンズ登録番号では、同種工事の施工実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合は、「競争参加資格なし」とする。	☐
	②登録内容確認書では同種工事の施工実績及びその他記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリンズ登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で、同種工事の施工実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを添付すること。 なお、必要な証明資料が添付されていない場合、「競争参加資格なし」とする。	☐
	③記載した同種工事が乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担した施工内容が証明できる書類の写しを添付すること。	☐
	④評価通知書を添付すること。ただし、評価結果が修正されている場合、修正後の評価通知書を添付すること。 なお、入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本において完成及び引渡し完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評価通知書を添付することができない場合は、入札公告（説明書）4. 契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評価点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに電子メール又は書留郵便等により提出すること。	☐
	⑤NEXCO 東日本以外の発注者から工事成績評価点の通知を受けていない場合かつコリンズに登録していない場合は、元請として発注機関に受渡を行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しを添付すること。 なお、必要な証明資料が添付されていない場合、「競争参加資格なし」する。	☐
	⑥完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評価通知書が証明書類として提出されている場合は、その通知日。 ロ) 評価通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評価通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完成及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	☐

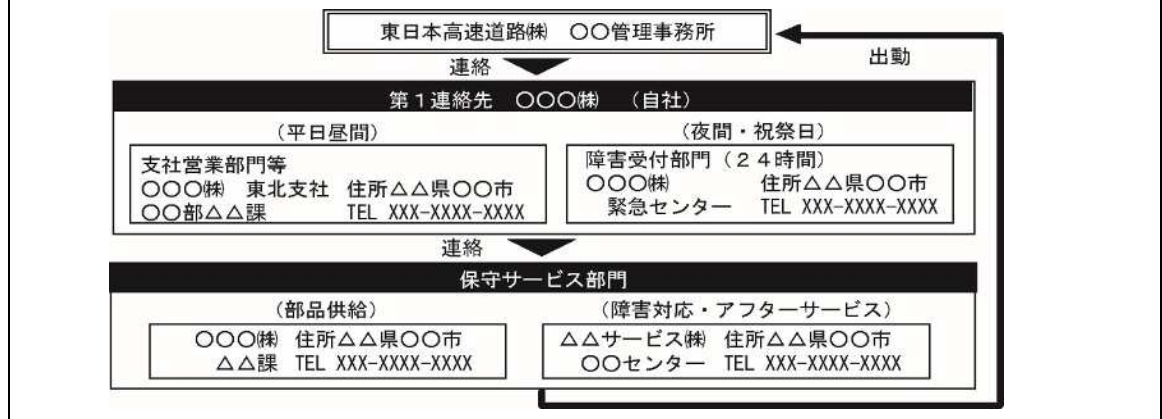
(2) 製造予定業者の同種機器の納入実績【入札公告(説明書)で機器製作の納入実績を求めている場合】

入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した工事において、同種機器に係る納入実績を有すること。又は競争参加者が本工事において設置する設備の製造予定業者が同種機器に係る納入実績を有すること。		
機 器 種	入札公告（説明書）で指定する同種機器の内容による。	
記 載 上 の 注 意 事 項	①競争参加者自ら同種機器を製造する場合、「同種機器の製造予定業者」欄に「自社製造」と記載し、同種機器を入札公告（説明書）で指定する年度以降に納入した実績を1件記載すること。	☐
	②競争参加者自ら同種機器を製造せず他社へ製造を委託し納入する予定の場合、「同種機器の製造予定業者」欄に「製造予定業者名」を記載すること。また、製造予定業者が同種機器を入札公告（説明書）で指定された年度以降に納入した実績を1件記載すること。	☐
	③記載した同種機器が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上であること。	☐
証 明 資 料	① 同種機器を納入した実績がコリンズで確認できる場合は、登録内容確認書の写しを添付すること。	☐
	②登録内容確認書では同種機器の納入実績及びその他記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリンズ登録していない場合は、契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができる書類の写しを添付すること。 なお、必要な証明資料が添付されていない場合、「競争参加資格なし」とする。	☐

(3) 保守技術支援体制【機器製作で納入実績を求める場合】

機器の故障、システムの機能障害時に、NEXCO 東日本からの連絡に対し24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制があること。		
記 載 上 の 注 意 事 項	①機器の故障又はシステムの機能障害時に、NEXCO 東日本からの連絡に対し24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う「会社名」・「組織名」・「所在地」を記載すること。	☐
	② 保守技術支援は、原則として自社の組織とするが、アフターサービスを主体とする会社等に依頼する場合は、「会社名」・「組織名」・「競争参加者との関係」を記載すること。なお、依頼する会社が複数いる場合は代表的な1社について記載すること。	☐
証 明 資 料	①機器の保守技術支援体制表（下記作成例参照）を作成し添付すること。 保守技術支援を行う会社以外の関連のある組織（例：営業部、修理部門等）についても、関連が具体的にわかるように流れ図方式で明記すること。 また、所在地及び連絡先も併記すること。 なお、必要な証明資料が添付されていない場合、「参加資格なし」とする。	☐

保守技術支援体制表（作成例）



以 上